

第9章 会計年度任用職員

会計年度任用職員制度は、行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日に施行、導入されました。

区はこれを受け、令和2年4月1日から会計年度任用職員を任用しています。

この章では、会計年度任用職員について報告します。

平成29年5月17日公布の地方公務員法及び 地方自治法の一部を改正する法律の改正概要

1 地方公務員法の一部改正【適正な任用等を確保】

(1) 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

- ① 通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。
- ② 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。

(2) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

2 地方自治法の一部改正【会計年度任用職員に対する給付を規定】

会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

令和５年５月８日公布の地方自治法
の一部を改正する法律の改正概要

地方自治法の一部改正【会計年度任用職員に対する給付を規定】
会計年度任用職員について、勤勉手当の支給が可能となるよう、給
付に関する規定を整備する。

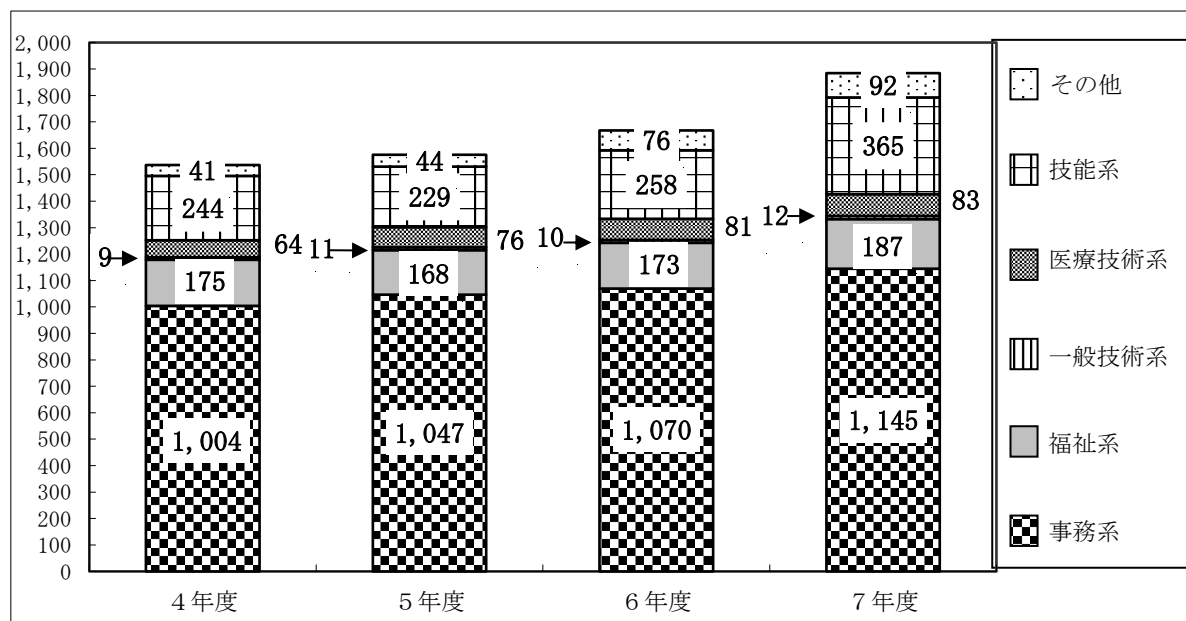
会計年度任用職員に関する状況

会計年度任用職員制度の概要

根 拠	地方公務員法第22条の2第1項
地方公務員法上の職の位置づけ	一般職
応募資格	必要な経歴、資格、免許等については、職名によって異なります
任用について	募集は公募によります。ただし、次のいずれかに該当する場合は公募によらない任用を行うことができます。公募によらない任用の回数は4回を限度とします。 ① 必要とされる職務遂行能力、公署の所在地がへき地である等の勤務環境、任期、採用の緊急性等の事情から、公募により難いと認める場合 ② 前会計年度の職と同様の職務の内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、当該前会計年度の職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができる場合
選考の方法	筆記（作文）及び面接としますが、必要と認める場合は、その他の方法を加えて選考を行います。なお、公募によらない選考については、勤務実績としますが、必要と認める場合は、面接を行います。
任用期間	採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内
勤務時間	① 週3日・1日7時間45分 ② 週4日・1日7時間45分 ③ 週5日・1日4時間 ④ 週4日・1日6時間 ⑤ 週5日・1日6時間 ※上記以外の勤務時間を設定している職もあります。
休憩時間	勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも60分、継続して一昼夜にわたる場合は1時間30分以上の休憩時間をそれぞれ勤務時間の途中に置いています。
休暇等	・年次有給休暇 ・出生サポート休暇 ・早期流産休暇 ・育児時間 ・生理休暇 ・夏季休暇 ・介護休暇 ・育児休業 ・病気休暇 ・妊娠出産休暇 ・母子保健健診休暇 ・出産支援休暇 ・慶弔休暇 ・子の看護等のための休暇 ・介護時間 ・部分休業 ・公民権行使等休暇 ・妊娠症状対応休暇 ・妊婦通勤時間 ・育児参加休暇 ・災害休暇 ・短期の介護休暇 ・子育て部分休暇 ※任用期間、勤務日数、勤務時間等により付与する休暇は異なります
給与等	・報酬 ・超過勤務手当相当額 ・期末手当 ・特殊勤務手当相当額 ・勤勉手当 ・通勤手当相当額 ・旅費 ※期末・勤勉手当は、任期が6か月以上で支給要件を満たす場合に支給されます。 ※地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条が適用される技能系職員については、給料、手当及び旅費の支給対象となります。ただし、支給対象となる手当の種類は他の会計年度任用職員と同様です。
給料・報酬額の決定	原則として、常勤職員の給料表を適用して給料・報酬額を決定します。ただし、常勤職員の給料表を適用することが適当でないと判断される職名の給料・報酬額は、任命権者が別に定めます。
社会保険	特定の勤務条件を満たす場合に国民年金の第2号被保険者として厚生年金保険、健康保険・介護保険（※）、雇用保険に加入します。 ※地方公務員等共済組合法の改正により令和4年10月より共済組合に加入します。

会計年度任用職員数(職種別)の推移

(各年度4月1日現在)



ポイント

会計年度任用職員は、一般職の非常勤職員として、円滑かつ効率的な行政運営に寄与しています。

令和2年度から、短時間勤務の任用を行っています。

主な会計年度任用職員の職名(職種)

- ・行政サービス支援員(事務系)
- ・特別支援学級介添員(事務系)
- ・非常勤保育士(福祉系)
- ・学校栄養士(医療技術系)
- ・保育支援員(技能系)
- ・副校長アシスタント(事務系)
- ・児童育成指導員(福祉系)
- ・博物館学芸員(一般技術系)
- ・児童育成支援員(技能系)
- ・大田区社会福祉会計指導員(その他)

用語説明

職種及び主な職務内容は次のとおりです。

- ・事務系……………一般行政事務の職務、社会教育主事(補)の職務 等
- ・福祉系……………福祉関係施設等における指導、育成、相談等の職務、保育園における保育士の職務 等
- ・一般技術系…土木に関する計画、設計、公示・施工監督等の職務、学芸員の職務 等
- ・医療技術系…栄養士の職務、保健師の職務 等
- ・技能系……………高齢者等の介護、介護に関する指導・訪問調査等の職務、清掃作業等の職務 等
- ・その他……………上記に属さないもの